

教育委員会会議 定例会

令和 5 年 3 月 1 3 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 46 号 山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則等の一部を改正する規則

第 47 号 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

第 48 号 産業教育手当支給に関する規則及び指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則

第 49 号 小中学校長の人事異動について

第 50 号 県立学校長の人事異動について

第 51 号 山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

第 52 号 山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則

第 53 号 県立笛吹高等学校学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置について

2 報 告 事 項

(9) 小中学校教頭の人事異動について

(10) 県立学校教頭の人事異動について

3 その他の報告

(21) 令和4年度第3回いじめ実態調査報告について

(22) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則及び山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

(23) 令和4年度山梨県新体力テスト・健康実態調査結果について

議案第 46 号

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則等の一部を改正する規則

提案理由

県独自の25人学級編制の推進に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁総務課

規則名	山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則等の一部を改正する規則
趣旨	県独自の25人学級編制の推進に伴い、関係規則の一部を改正する必要がある。
内容	<p>1. 規則改正の背景 ○25人学級編制の推進 　県独自の施策として、令和5年度から小学校3年生に25人学級編制を導入する。また、「アクティブラス」の運用について見直しを行い、30人学級編制を廃止する。</p> <p>2. 規則改正の内容 ○25人学級編制の推進に伴い、次の通り改正を行う。 　小学校の同学年の児童で編制する学級のうち、特に必要があると認められる場合の一学級あたりの児童数において、現行「25人又は30人」を、「25人」に改正する。</p>
施行期日	令和5年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会規則第
則を次のように定める。
山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則等の一部を改正する規

令和 年 月 日

山梨県教育委員会

教長

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則等の一部を改正す

る規則

(山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部改正)

第一条

山梨県公立小学校及

び中学校及

び中学校及

び中学校の学級

編制の基準等に

に関する規則の一部

改正する。

規則の一部を改

正する。

規則(昭和三十四年

山

梨県教

育委員

會規則第

四号)

の一部を次

のよう

に改正す

る。

第二条

第一項の表

の項中「又は三十人」を削る。

する規則の一部を改

正する。

規則の一部を改

正する。

規則

(一山

梨県公

立小

学校及

び中

学校の項

中「又は三十人」を削

る。

する規則の一部を改

正する。

規則

の一部改正)

第二条 山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する。

規則（令和三年山梨県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「又は三十人」及び「三十人又は」を削る。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則

新旧対照表

新

(学級編制の基準)

第二条 学校の学級は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表下欄に掲げる児童又は生徒の数を基準として編制するものとする。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒数
小学校	同学年の児童で編制する学級	三十五人
	右の学級のうち、児童の実態を考慮して特に必要があると認められるもの	二十五人
二の学年の児童で編制する学級	十二人	
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	七人	

(学級編制の基準)

第二条 学校の学級は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表下欄に掲げる児童又は生徒の数を基準として編制するものとする。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒数
小学校	同学年の児童で編制する学級	三十五人
	右の学級のうち、児童の実態を考慮して特に必要があると認められるもの	二十五人又は三十人
二の学年の児童で編制する学級	十二人	
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	七人	

新

2 ・ 3 略	中学校	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	右の学級のうち、生徒の実態を考慮して特に必要があると認められるもの	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	三十五人
2 ・ 3 略	中学校	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	右の学級のうち、生徒の実態を考慮して特に必要があると認められるもの	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	三十五人

旧

2 ・ 3 略	中学校	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	右の学級のうち、生徒の実態を考慮して特に必要があると認められるもの	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	三十五人
2 ・ 3 略	中学校	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	右の学級のうち、生徒の実態を考慮して特に必要があると認められるもの	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	三十五人

山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

附 則(令和三年教委規則第三号) (施行期日)	新	附 則(令和三年教委規則第三号) (施行期日)	旧
1 略 (経過措置)	2 令和七年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則第二条第一項の規定の適用については、同項の表小学校の項中「三十五人」とあるのは、「三十五人(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第十四号。以下「改正法」という。)附則第二条第一項の規定により政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校においては、四十人」とし、「二十五人」とあるのは、「二十五人」 (改正法附則第二条第一項の規定により政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校においては、四十人」とし、「二十五人又は三十人」とあるのは、「二十五人又は三十人(改正法附則第二条第一項の規定により政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校においては、三十人又は三十五人」とする。	1 略 (経過措置)	2 令和七年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の山梨県公立小学校及び中学校の学級編制の基準等に関する規則第二条第一項の規定の適用については、同項の表小学校の項中「三十五人」とあるのは、「三十五人(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第十四号。以下「改正法」という。)附則第二条第一項の規定により政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校においては、四十人」とし、「二十五人」とあるのは、「二十五人又は三十人(改正法附則第二条第一項の規定により政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校においては、三十人又は三十五人」とする。

議案第 47 号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、博物館の登録に関する規則の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁総務課

題名	博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則
趣旨	博物館法の一部改正に伴い、博物館の登録に関する規則の一部を改正する必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年4月、博物館法の一部が改正され、博物館登録制度の見直し等が行われた（令和5年4月1日施行）。 ○ このため、博物館の登録に関する規則の一部を改正する必要がある。 <p><補足></p> <p>博物館の管理運営事務については、令和2年4月より、知事部局へ移管したが、博物館の登録に関し必要な事項は県教育委員会の規則で定めるとされている（博物館法第22条）。</p> <p>なお、博物館の登録等の具体的な事務については、知事部局で補助執行している。</p> <p>2 規則改正の内容</p> <p>(1) 博物館の登録に関する規則における博物館法の条項を引用する規定を次のように改める。</p> <p style="padding-left: 2em;">第10条 → 第11条 第11条 → 第12条 第12条 → 第13条 第14条 → 第19条 第15条 → 第20条</p> <p>(2) 登録事項等の変更に係る届出について、事後申請を事前申請に改める。</p> <p>(3) その他、所要の改正を行う。</p>
施行期日	令和5年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県教育委員会規則第号の一部を改正する規則を次のように定める。

令和年月日

博物館の登録に関する規則（令和三年山梨県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改める。

各号に改正する。博物館の登録に登録する規則（令和三年山梨県教育委員会規則第一号）の一部を改める。

「第二条中「同条第二項に規定する」を「第十一條」に、「同条第二項各号に掲げる」を「第十三条に改める。」に改めると、

うに改正する。「第十二条第一項に改める。」に改めると、

じめ、第四条中「同条第二項に規定する」を「第十二条第一項に改める。」に改めると、

第六条中「第十一条」を「第十二条」に、
「取消し」に、「第十五条第二項」を「第二十条第二項」に改める。
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

博物館の登録に関する規則新旧対照表

新

旧

(登録申請)

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十一條の規定による登録を受けようとする者は、法第十二條第一項各号に掲げる事項を記載した書面及び同条第二項各号に掲げる書類を添付した登録申請書を、山梨県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(登録)

第二条 県教育委員会は、前条の規定による登録の申請を受理した場合においては、速やかに法第十三條の規定による処理をしなければならない。

第三条 (略)

(登録事項等の変更)

第四条 博物館の設置者は、第一条の規定により提出した書面及び添付書類の記載事項について変更するときは、あらかじめ、

(登録申請)

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第十条の規定による登録を受けようとする者は、法第十一條第一項各号に掲げる事項を記載した書面及び同条第二項に規定する書類を添付した登録申請書を、山梨県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(登録)

第二条 県教育委員会は、前条の規定による登録の申請を受理した場合においては、すみやかに法第十二条の規定による処理をしなければならない。

第三条 (略)

(登録事項等の変更)

第四条 博物館の設置者は、第一条の規定により提出した書面及び添付書類の記載事項について変更があったときは、その旨を

その旨を 県教育委員会に届け出なければならない。

すみやかに県教育委員会に届け出なければならない。

第五条 (略)

(公示)

第六条 県教育委員会は、法第十一條の規定による登録をしたとき、法第十九條第一項の規定による登録の取消しをしたとき及び法第二十条第二項の規定による登録の抹消をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第五条 (略)

(公示)

第六条 県教育委員会は、法第十條の規定による登録をしたとき、法第十四条第一項の規定による登録の取消しをしたとき及び法第十五条第二項の規定による登録の抹消をしたときは、その旨を公示しなければならない。

産業教育手当支給に関する規則及び指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則の一部を改正する規則

提案理由

山梨県職員の定年等に関する条例等の一部改正に伴い、これまでの再任用職員を廃止し、新たに60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制が設けられることとなったため、関係規則について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁福利給与課
教育庁義務教育課
教育庁高校教育課

題名	産業教育手当支給に関する規則及び指導が不適切な教員の認定の手續等に関する規則の一部を改正する規則
趣旨	山梨県職員の定年等に関する条例等の一部改正に伴い、関係規則の一部を改正する必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員法等の一部改正に伴い、山梨県職員の定年等に関する条例等の一部改正が行われた。（令和5年4月1日施行） ○ 改正条例等においては、職員の定年引き上げに伴い、これまでの再任用職員を廃止し、新たに60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は65歳まで）することができる定年前再任用短時間勤務制が設けられることとなった。 ○ また、改正条例附則において、令和13年度までの間、現行と同様の暫定的な再任用制度を設けることとされた。 ○ このため、関係規則について所要の改正を行う必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>(1) 産業教育手当支給に関する規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに導入される定年前再任用短時間勤務職員に対して、現行の再任用短時間勤務職員と同様に産業教育手当が支給されるよう規定を改める。 <p>(2) 指導が不適切な教員の認定の手続き等に関する規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに導入される定年前再任用短時間勤務職員に対して、現行の再任用職員に対する指導が不適切な教員の認定手続きと同様の手続きとなるよう規定を改める。 <p>(3) 経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定再任用職員について、令和13年度までの間、当該規則が適用されるよう、経過措置を設ける。
施行期日	令和5年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

(指	導	が	不	適	切	な	教	員	の	短	認	定	の	勤	手	続	等	に	関	す	る	「	定	規	則	の	一	部	改	正)	」	に	改	め	る	。		
へ	第	三	条	第	一	条	（	産	業	教	規	則	の	一	部	改	正	す	る	規	則	を	改	正	す	る	規	則	を	次	の	よ	う	に	定	め	る	。		
指	導	が	不	適	切	な	教	員	の	短	認	定	の	勤	手	続	等	に	關	す	る	規	則	を	改	正	す	る	規	則	を	次	の	よ	う	に	定	め	る	。
導	が	不	適	切	な	教	員	の	短	認	定	の	勤	手	續	等	に	關	す	る	規	則	を	改	正	す	る	規	則	を	次	の	よ	う	に	定	め	る	。	
教育	委員会	規則	第	二	号)	（	産	業	教	規	則	の	一	部	改	正	す	る	規	則	を	改	正	す	る	規	則	を	次	の	よ	う	に	定	め	る	。		

員	適	項	項	に	3	(規
と	切	若	よ	改		指	定
み	な	し	り	正		導	に
な	教	く	採	条		が	よ
す	員	は	用	例		不	る
。	の	第	さ	附		適	改
	認	二	れ	則		切	正
	定	項	た	第		な	後
	の	、	職	三		教	の
	手	第	員	条		員	産
	續	十	及	第		の	業
	等	五	び	一		認	教
	に	条	同	項		定	育
	関	第	条	若		の	手
	す	一	例	し		手	続
	る	項	附	く		続	等
	規	若	則	は		に	に
	則	し	第	第		関	関
	第	く	十三	三		す	す
	二	は	条	条		る	る
	条	第	第一	第		規	規
	に	二	項	五		則	則
	規	又	一	条		一	三
	定	は	項	第		部	条
	年	第	若	一		改	の
	前	六	し	項		正	規
	再	条	く	若		に	定
	任	第	は	し		伴	を
	用	二	第	二		う	適
	短	項	一	項		経	用
	時	若	、	、		過	す
	間	し	第	第		措	る
	勤	十四	四	二		置)
	務	条	条	項			
	職	第	第	の			
		二	一	規			

産業教育手当支給に関する規則新旧対照表

新

(支給の範囲)

第三条 副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師（常時勤務の者、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。以下同じ。）の産業教育手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

一～二 略

旧

(支給の範囲)

第三条 副校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭又は講師（常時勤務の者、再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員に限る。以下同じ。）の産業教育手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

一～二 略

指導が不適切な教員の認定の手続等に関する規則 新旧対照表

新

(定義)

第二条 この規則において「教員」とは、山梨県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び期限を付して任用された者を除く。）並びに講師（定年前再任用短時間勤務職員、非常勤の講師及び期限を付して任用された者を除く。）をいう。

2 略

旧

(定義)

第二条 この規則において「教員」とは、山梨県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者（以下「再任用職員」という。）及び期限を付して任用された者を除く。）並びに講師（再任用職員、非常勤の講師及び期限を付して任用された者を除く。）をいう。

2 略

議案第 49 号

小中学校長の人事異動について

[別途資料配付]

議案第 50 号

県立学校長の人事異動について

[別途資料配付]

議案第 51 号

山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

提案理由

山梨県職員の定年等に関する条例等の一部改正に伴い、これまでの再任用職員を廃止し、新たに60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制が設けられることとなったため、関係訓令について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

訓令の概要

教育庁高校教育課

題名	山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令
趣旨	山梨県職員の定年等に関する条例等の一部改正に伴い、関係規程の一部を改正する必要がある。
内容	<p>1 改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地方公務員法等の一部改正に伴い、山梨県職員の定年等に関する条例等の一部改正が行われた。（令和5年4月1日施行）○ 改正条例等においては、職員の定年引き上げに伴い、これまでの再任用職員を廃止し、新たに60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用（任期は65歳まで）することができる定年前再任用短時間勤務制が設けられることとなった。○ また、改正条例附則において、令和13年度までの間、現行と同様の暫定的な再任用制度を設けることとされた。○ このため、関係規程について、所要の改正を行う必要がある。 <p>2 改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 新たに導入される定年前再任用短時間勤務職員に対して、現行の再任用短時間勤務職員に対する勤務時間等と同様になるよう規定を改める。・ 暫定再任用職員について、令和13年度まで当該規程が適用されるよう、経過措置を設ける。
施行期日	令和5年4月1日から施行する。
留意点	
参考事項	なし

務	員	の	山	令	山	山梨県教育委員会訓令甲第
職	第一	一部	梨	和	梨	県立学校職員の勤務時間に
員	一 条 か ら	を 次 の よ う に	県立	年	立	関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める
「	改 め る。	改 正 す る。	学 校 職 員 の 勤 務 時 間	月	校	立内
」	第 五 条 ま で の 規 定 中	に 改 正 す る。	職 員 の 勤 務 時 間	日	般	学
	「再任用短時間勤務職員」を「定期前再任用短時間勤	間に 関 す る 規 程	山	山	県	府
	」を	る規程の一部を改正する訓令	梨	梨	立	内
	定年	令	教	教	校	一
	前		育	育	般	
	再		長	委員会		
	任					
	用					
	短					
	時					
	間					
	勤					

適用する。	短時間勤務職員とみなして、この訓令による改正後の第一条から第五条までの規定を	項の規定により採用された職員のうち短時間勤務の職を占めるものは、定年前再任用	例第47号)附則第三条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第二	山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年山梨県条例)	(経過措置)	この訓令は、令和五年四月一日から施行する。	(施行期日)	附則
-------	--	--	---------------------------------------	---	--------	-----------------------	--------	----

山梨県立学校職員の勤務時間に関する規程新旧対照表

新

旧

(趣旨)

第一条 山梨県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する常勤の者及び定年前再任用短時間勤務職員(以下「職員」という。)の週休日及び勤務時間については、条例、規則その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(一週間の勤務時間)

第二条 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、休暇時間を除き、四週間に超えない期間につき一週間あたり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、校長が定める。

(週休日及び勤務時間)

第三条 職員の週休日は日曜日及び土曜日とする。ただし、校長は、定年前再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。

二 校長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(趣旨)

第一条 山梨県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する常勤の者及び再任用短時間勤務職員(以下「職員」という。)の週休日及び勤務時間については、条例、規則その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(一週間の勤務時間)

第二条 再任用短時間勤務職員の勤務時間は、休暇時間を除き、四週間に超えない期間につき一週間あたり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、校長が定める。

(週休日及び勤務時間)

第三条 職員の週休日は日曜日及び土曜日とする。ただし、校長は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設けることができる。

二 校長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、一週間ごとの期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第四条 週休日又は勤務時間の割振りについて前条の規定による

第四条 週休日又は勤務時間の割振りについて前条の規定による

ことが困難な職員については、週休日及び勤務時間の割振りを定める期間（以下「割振り単位期間」という。）を四週間とし、かつ、当該割振り単位期間ごとに週休日を八日（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上）設ける場合に限り、校長が週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。ただし、この場合においても、勤務日が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなければならない。

（その他の特別の形態によつて勤務する必要のある職員の週休日等）

第五条 前二条の規定による週休日又は勤務時間の割振りとすることが困難な職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）については、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにするとともに、一週間当たりの勤務時間が毎四週間にについて三十八時間四十五分となるようにする場合に限り、教育委員会の承認を得て、五十二週間を超えない範囲内で定める期間ごとに、校長が週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができ。ただし、この場合においても、勤務日が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなければならない。

（その他の特別の形態によつて勤務する必要のある職員の週休日等）

第五条 前二条の規定による週休日又は勤務時間の割振りとすることが困難な職員（再任用短時間勤務職員を除く。）については、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにするとともに、一週間当たりの勤務時間が毎四週間にについて三十八時間四十五分となるようにする場合に限り、教育委員会の承認を得て、五十二週間を超えない範囲内で定める期間ごとに、校長が週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができ。ただし、この場合においても、勤務日が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないようにしなければならない。

議案第 52 号

山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則

提案理由

学校教育法施行規則の一部改正に鑑み、県立学校に研修主事を設置するため、山梨県立学校管理規則の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

規則の概要

教育庁高校教育課

題名	山梨県立学校管理規則の一部を改正する規則
趣旨	学校教育法施行規則の一部改正に鑑み、県立学校に研修主事を設置するため、山梨県立学校管理規則の一部を改正する必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教員免許更新制度が廃止されたことに伴い、教師や学校のニーズや課題に応じて、個別最適で協働的な学びを主体的に行う「新たな教師の学びの姿」の実現が求められることとなった。 ○ 令和4年8月、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が施行され、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たるため、学校に研修主事を置くことができる」とされた。 ○ このため、本県においても管理職のマネジメントの下、「新たな教師の学びの姿」を全ての県立学校で実現するため、校内研修体制の中核を担う研修主事を設置する必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>県立学校の分掌を定めた山梨県立学校管理規則を次のとおり改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の校務分掌に「研修主事」を置く。 ・研修主事は、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たることとする。 ・その他特別の事情があるときは、研修主事を置かないことができることとする。
施行期日	令和5年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県立学校管理規則新旧対照表

		(校務分掌)	(校務分掌)
		新	旧
1	第十五条 学校（全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち二以上の課程を置くときは、それぞれの課程）に、教務主任、学年主任、保健主事、研修主事、生徒指導主事及び進路指導主事（以下この項において「教務主任等」という。）を置く。ただし、教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、教務主任等を置かないことができる。	2・3 略	2・3 略
4	学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。	4	学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項については連絡調整及び指導、助言に当たる。
5	略	5	略
6	研修主事は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。	6	6
7	略	7	略
8	略	8	略

議案第 53 号

県立笛吹高等学校学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置について

提案理由

県立笛吹高等学校学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置に当たり、山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項及び第3項に基づき、設置を決定し通知する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

件名	県立笛吹高等学校学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置について
主旨	県立笛吹高等学校学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置に当たり、山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項及び第3項に基づき、設置を決定し通知する必要がある。
経緯	<p>＜笛吹高等学校の取り組み＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成29年4月に笛吹市と包括連携協定を結び、地域防災計画への参画、農業科における生産物の販売・PR活動の促進、JR駅周辺・商店街の飾花活動、授業や部活動での小・中・認定こども園などの幼児・児童との交流など様々な活動を行ってきている。 ○これらの事業を中心とした地域の連携を充実させるため、令和5年度の学校運営協議会設置の準備を進めてきた。 <ul style="list-style-type: none"> ・「笛吹高等学校学校運営協議会の運営等に関する要綱」の作成 ・委員の人選 ○令和5年3月1日、県教育委員会に学校運営協議会設置申請書（第1号様式）を提出。
今後の予定	令和5年4月17日（月）令和5年度第1回笛吹高等学校運営協議会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会設置通知書交付 ・委員委嘱及び任命
参考	<p>【法令・規則等】</p> <p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。 以下略</p> <p>○山梨県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、山梨県立学校ごとに協議会を置くように努めるものとする。 以下略</p> <p>2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校の意見を聞くものとする。</p> <p>3 教育委員会は、協議会を設置するときは、当該対象学校に対して通知するものとする。</p> <p>○山梨県立学校における学校運営協議会の運営等に関する要綱 第2条 山梨県教育委員会は、協議会規則第3条第2項に規定する意見を聞くときは、同項に規定する対象学校から学校運営協議会設置申請書（第1号様式）の提出を求めるものとする。 以下略</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により申請書の提出があったときは、対象学校を決定し、当該対象学校に対し設置通知書（第2号）を交付する。</p>

報告事項 9

小中学校教頭の人事異動について

[別途資料配付]

報告事項 10

県立学校教頭の人事異動について

[別途資料配付]

その他報告 21

令和4年度第3回いじめ実態調査報告について

[別途資料配付]

規則の概要

教育庁生涯学習課

題名	青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則及び山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
趣旨	博物館法の一部改正に伴い、当該法令の条項及び用語を引用する規定の整理を行う必要がある。
内容	<p>1 規則改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和4年4月、博物館法の一部が改正された（令和5年4月1日施行）。 ○ この改正に伴い、青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則及び山梨県環境影響評価条例施行規則において引用する当該法令の条項及び用語にずれが生じたため、規定の整理を行う必要がある。 <p>2 規則改正の内容</p> <p>博物館法の条項を引用する規定を次のように整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同法<u>第29条</u>に規定する<u>博物館に相当する施設</u> ↓ ・同法<u>第31条第2項</u>に規定する<u>指定施設</u>
施行期日	令和5年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

山梨県規則第号									
青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則及び山梨県環境影響評価条例									
施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。									
二	則	一	次	条	青	令	行	青	山
第一号ハ	第八号)	青	に掲	例施	少	和	規則	少	梨
山梨県環境影響評価条例施行規則	第十一条第二号	少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則	げる規則の規定中「第二十九条」を「第三十一条第二項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。	行規則の一部を改正する規則	年保	年	の一部を改正する規則を次のように定める。	年保	県規則第号
(平成十一年山梨県規則第二号)	第七条第一項	(昭和五十三年山梨県規	に相	規則及	護育成のための環境浄化に関する条例施行規則及び山梨県環境影響評価条例	月	の環境浄化に関する条例施行規則及び山梨県環境影響評価条例	月	の環境浄化に関する条例施行規則及び山梨県環境影響評価条例
			當	及	山梨県知事	日	及	山梨県知事	日

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則新旧対照表

新

(多数の青少年の利用に供される施設)

第十条 条例第五条の七第一項第四号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 略

二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第三十一条第二項に規定する指

定施設

三・四 略

旧

(多数の青少年の利用に供される施設)

第十条 条例第五条の七第一項第四号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

一 略

二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設

三・四 略

【令和5年3月13日(月)】

課名

保健体育課

件名

令和4年度 山梨県新体力テスト・健康実態調査結果について

I 調査の概要

1 目的

本県児童生徒の体力や生活習慣の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導に活用するため、平成17年度より実施している。「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」(小5・中2対象)では、本県の体力等の現状について全国平均値との比較を基に分析を行っているが、本調査は、県内公立小・中・高等学校・定時制高等学校の全児童生徒を対象に体力及び生活習慣の状況を把握し、その経年変化を基に分析する。

2 内容 文部科学省が定める調査要領

○「新体力テスト」(8種目)

握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ボール投げ

○「健康実態調査」生活習慣に関するアンケート(10項目)

運動実施時間、朝食摂取状況、睡眠時間など

3 時期 令和4年4月～令和4年9月

4 対象 68,077人(県内公立小・中・高等学校・定時制高等学校の児童生徒 全16学年)

II 調査結果の概要

1 実技に関する調査

(1) 体力合計点の経年変化(10年間) ※8種目の記録を得点化した合計点の平均値

令和4年度の体力合計点について、10年間の推移を学年別にみると、男子は8つの学年、女子は7つの学年で、本年度の体力合計点は過去10年間のうち、最も低い値となった。ここ数年のコロナ禍における学校教育活動の制限により、運動機会の減少などが影響していると考えられる。

(2) 各種目別の傾向(10年間)

○過去10年間で令和4年度に最も高い得点を示した学年

種目名	男子(学年)					女子(学年)				
	小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計	小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計
握力		2			1					0
上体起こし				4	1					0
長座体前屈	1,3,4		1		4	4,6		1,3	3	5
反復横とび				4	1					0
20mシャトルラン	1				1	1				1
50m走					0					0
立ち幅とび	1,2,6	2			4	2			3	2
ボール投げ					0					0

○過去10年間で令和4年度に最も低い得点を示した学年

種目名	男子(学年)					女子(学年)				
	小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計	小学校	中学校	高等学校	定時制高	学年計
握力	1,4,5		2,3		5	1,3,4	2			4
上体起こし		1,2,3	2,3		5	5,6	1,2,3	2,3		7
長座体前屈				2	1					0
反復横とび		1			1	5,6				2
20mシャトルラン	3,4,5,6	1,2,3	1,2,3	2	11	3,4,5,6	1,2,3	1,2,3		10
50m走	4,5,6	1		2	5	4	2		1	3
立ち幅とび					0					0
ボール投げ	5		2,3	1,2	5	4,5,6		1,2	1,4	7

令和3年度と比較すると、男女ともに体力合計点は、ほぼ横ばいである。「長座体前屈」と「立ち幅跳び」は、過去10年間で最高値を示す学年が多くかった。一方で、「20mシャトルラン」、「ボール投げ」、「上体起こし」は過去10年間で最低値を示す学年が多く、持久力や投能力、筋力の低下が課題となっている。

2 健康実態調査（ゴシック体は文面の内容を示す）

（1）運動習慣

運動やスポーツの実施頻度について、「ほとんど毎日」運動すると回答した児童生徒の割合は、男子は小学校3・5年生、中学校3年生、高校1・2年生、高校定時制1・2・4年生で、女子は、小学校2・3年生、中学校1～3年生、高校1・2年生、高校定時制1・2・4年生で令和3年度を上回る結果となった。

（※H29の調査より「登下校の徒歩も運動に含む」の条件を加えたため、10年前ではなく前年度の結果と比較している）

【一例】		H25	R3	R4	【女子】		H25	R3	R4				
【男子】	小3	47.0%	→	67.6%	→	71.1%	【女子】	小2	21.7%	→	69.2%	→	70.3%
	中3	75.9%	→	75.0%	→	75.6%		中3	54.6%	→	60.8%	→	61.0%
	高1	67.2%	→	78.0%	→	81.2%		高1	36.0%	→	71.4%	→	71.9%
	定4	12.8%	→	33.3%	→	46.2%		定4	10.7%	→	25.9%	→	51.2%

（2）朝食摂取

朝食を「毎日食べる」と回答した児童生徒の割合が10年前と比較すると増加した学年は、男子は小学2年生、高校定時制1・2年生、女子は小学1年生、高校定時制2・3年生であった。男子は小学3年生から、女子は小学5年生から「毎日食べる」児童生徒の割合が9割を下回っている。

【一例】		H25	R3	R4	【女子】		H25	R3	R4				
【男子】	小2	92.7%	→	92.7%	→	92.8%	【女子】	小1	94.7%	→	95.1%	→	95.2%
	中2	86.7%	→	85.6%	→	84.2%		中2	85.8%	→	83.8%	→	81.5%
	高2	83.7%	→	80.4%	→	79.7%		高2	86.1%	→	80.5%	→	79.3%
	定1	53.0%	→	36.6%	→	54.4%		定3	33.3%	→	31.0%	→	34.0%

（3）睡眠時間

一日の睡眠時間について、「8時間以上」と回答した児童生徒の割合は、10年前と比較すると、男子は中学3年生、高校定時制3年生、女子は中学3年生と高校定時制2・3年生で増加した。

【一例】		H25	R3	R4	【女子】		H25	R3	R4				
【男子】	小4	65.0%	→	61.0%	→	57.8%	【女子】	小4	69.3%	→	68.0%	→	63.9%
	中3	11.7%	→	12.0%	→	12.5%		中3	7.5%	→	14.8%	→	16.4%
	高2	7.4%	→	5.3%	→	4.7%		高2	5.9%	→	5.3%	→	2.8%
	定3	16.7%	→	11.8%	→	18.2%		定2	14.9%	→	14.3%	→	22.6%

一方、「6時間未満」の割合が男子は15学年、女子は11学年で増加しており、全体として睡眠時間は減少傾向である。

3 体力合計点と健康実態調査項目との関連

「体力合計点」が高い児童生徒の特徴は次のとおり。

- 運動やスポーツを「ほとんど毎日」、「時々」している
- 運動部、スポーツ少年団等へ所属している。
- 朝食を毎日食べている。

上記のポイントを押さえながら、学校教育活動全体をコロナ禍前の状況に近づけ、継続的な活動を実践していくことで体力の向上をめざす。

III 今後の対策

本調査結果を踏まえ、次のような取組を通して体力向上を図っていく。

- 体育授業における運動強度の工夫
- 体育的活動における実施内容の工夫
- 「子供の体力向上推進事業」の推進

【参考】「子供の体力向上推進事業」

- ①健康・体力つくり一校一実践運動 〈小・中・高（定時制を含む）〉
- ②目指せ！やまなしチャンピオン！ 〈小〉
- ③もっと楽しい体育授業で体力アップ！ 〈小〉